

# 営繕系工事に係る公共建築工事共通費積算基準等の改定について

周南市建設部建築課  
住宅課

◎平成29年6月1日以降、入札公告又は指名通知する工事から、一般管理費等率及び下請企業の経費率等を改定します。

## 1. 改定について

「公共建築工事共通費積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）等が平成28年12月20日に改定されたことに伴い、周南市建築課及び住宅課で発注する営繕系工事について、以下の内容を見直すこととしました。

## 2. 改定内容

- 「公共建築工事共通費積算基準」における共通費のうち、「一般管理費等率」の算定式を改定します。
- 「公共建築工事標準単価積算基準」における「その他」の率（下請経費等率）を改定します。

※建築課及び住宅課で発注する営繕系工事においては、「公共建築工事共通費積算基準」「公共建築工事標準単価積算基準」により積算を行っており、その詳細については、「国土交通省大臣官房官庁営繕のホームページ」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

## 3. 適用基準日

平成29年6月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用します。